

令和5年9月8日招集
令和5年第8回北塩原村議会定例会
村長招集挨拶並びに提案理由の説明

本日ここに、令和5年第8回北塩原村議会定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

(村政報告)

はじめに、村政についてご報告を申し上げます。

一点目は、第50回裏磐梯火の山まつりの開催についてであります。

去る7月21日に4年ぶりに慰霊祭、灯籠流しをはじめ、盆踊りや花火大会が行われました。天候にも恵まれ、夏休みを迎えた子供たちや、会場を訪れた村内外からの多くの方々に楽しんでいただきました。

二点目は、「国内交流、国際交流」についてであります。去る7月24日から27日までの4日間、小学6年生19名を「ちびっこ体験学校」として沖縄県東村に、8月3日から6日までの4日間、中学2年生21名を台湾南投県にそれぞれ派遣しました。

4年ぶりの実施となり、異なる地の方々の交流や、異文化に触れる貴重な体験をする機会になりました。

三点目は、「第6回福島県消防協会喜多方支部消防操法大会」についてであります。去る8月20日、喜多方消防本部を会場に開催され、村消防団から第1分団はポンプ車操法の部、第3分団は小型ポンプ操法の部に出場し、訓練を重ねた成果を十分に披露しました。

小型ポンプ操法の部においては第3分団が2度目となる優勝を見事に飾り、ポンプ車操法の部に出場した第1分団は惜しくも優勝を逃しましたが、チーム力を発揮し優勝チームに匹敵する操法を繰り広げました。

四点目は、東京都杉並区の「高円寺阿波踊り」への参加についてであります。去る8月26日から27日に「第64回東京高円寺阿波踊り」が4年ぶりに開催され、本村からは「裏磐梯連」の16名が参加しました。

1日のみの参加でしたが、杉並区の「交流自治体連～縁～」として、村のPRと日頃の練習の成果を熱気溢れる観衆約100万人の前で披露しました。

五点目は、「新型コロナワクチン令和5年秋開始接種」についてであります。本年の春開始のオミクロン株対応ワクチン接種に引き続きまして、秋開始接種を実施いたします。

春実施の65歳以上の方と基礎疾患を有する方、医療従事者・介護従事者に加えて、生後6カ月から65歳未満の方を対象としており、9月20日から実施いたします。

南東北裏磐梯診療所では9月21日から接種を開始いたします。村内集団接種は10月29日と11月26日の2回実施いたします。予約方法については、診療所個別接種・集団接種とも電話・WEBで受け付けます。

なお、前回接種終了から接種間隔を経過する者に順次、接種券を送付いたします。

六点目は、明後日の9月10日に開催されます第16回ヒルクライム大会についてであります。距離約16km、標高差580mの一大連峰の頂「白布峠」を舞台に、各部門合計248名の参加者でレースが行われます。選手の皆様のご健闘をご祈念いたします。

ここで、本日提案いたしました議案等について、説明を申し上げます。

報告第6号は、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員のご意見を付して議会に報告するものであります。

議案第58号から第60号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第58号は、自動車事故による損害賠償の額の決定及び和解について、議案第59号及び第60号は、村道の瑕疵による損害賠償の額の決定及び和解について、それぞれ条例に基づき専決処分を行いましたので、議会の承認を求めるものであります。

議案第61号は、令和4年災河川災害復旧工事（長井川下流）請負契約の変更についてであります。

令和4年12月26日に入札をした本請負契約について、現地精査の

結果、施工数量が増加したことにより工事費が増額となり、変更後の契約金額が5千万円を超えましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第 62 号は、令和 4 年災河川災害復旧工事（大川入川上流）請負契約についてであります。

去る 9 月 4 日に指名競争入札に付した「渡部産業株式会社」を相手とする工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第 63 号の北塩原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案 64 号の北塩原村介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、刑事施設等に収容されている被保険者は、各法令の規定により保険給付が制限されるため、入所期間分の保険料を減免する規定を新たに設けるものであります。

議案第 65 号から議案第 72 号につきましては、令和 4 年度北塩原村の一般会計と 7 つの特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を受けるものであります。

去る 8 月 21 日、23 日、24 日の 3 日間にわたり、決算監査を実施いただきましたことをご報告いたします。

議案第 73 号は、令和五年度北塩原村一般会計補正予算（第 4 号）についてであります。

歳入歳出それぞれ、二千七百六万八千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ三十四億九千九百九十一万六千円とするものであります。

主な補正の内容につきましては、

- バス路線維持確保特別負担金 一千百二十五万円
- 北山地区住宅用地の環境整備負担金 四百五十万円
- 村営住宅修繕事業 三百三十七万二千元
- 移住コーディネーター設置事業 三百三十二万八千元
- 新規就農者育成総合対策事業補助金 百五十万円

- 有害鳥獣被害緊急対策事業 七十九万円
 - 障がい者自立支援給付費等国県返還金 二百十六万二千元
 - 人事異動等に伴う人件費の補正 七十六万七千元
- などであります。

議案第 74 号は、令和五年度北塩原村簡易水道事業費特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

歳入歳出それぞれ、九十四万七千元 を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ一億 七千百万円とするものであります。

人事異動に伴う人件費の補正になります。

議案第 75 号は、令和五年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

歳入歳出それぞれ、一千五百十一万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ三億四千八百三十四万二千元とするものであります。

主な補正の内容につきましては、

- 人事異動に伴う人件費の補正 二百二十二万六千円の減額
 - 介護給付費準備基金への積み立て 八百万円
 - 介護給付費の精算に伴う返還金 九百三十三万六千元
- であります。

以上、報告一件、議案十八件を提案申し上げましたが、詳細につきましては、議案審議の際に担当課長に説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、人事案件としまして、教育委員会委員の任命について 1 件、追加でご提案を申し上げますので、慎重審議を賜りましてご議決を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます、私の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

(村長降壇)